

28農振第2202号  
平成29年3月31日

一般社団法人全国農業会議所会長 殿

農林水産事務次官



荒廃農地等利活用促進交付金実施要綱の制定について

この度、荒廃農地等利活用促進交付金について、別添のとおり荒廃農地等利活用促進交付金実施要綱が定められたので、ご承知いただくとともに、本事業の円滑かつ的確な実施に御配慮願いたい。

また、都道府県農業委員会ネットワーク機構及び農業委員会にこの旨通知するとともに、本事業への協力につき特段の御配慮をお願いします。

以上、命により通知する。

# 荒廃農地等利活用促進交付金実施要綱

平成29年3月31日付け28農振第2202号

農林水産事務次官依命通知

## 第1 趣旨及び目的

世界の食料需給がひっ迫する可能性が増大する中で、農地面積の減少や農村を中心とした高齢化・人口減少の進行等、我が国の食料・農業・農村をめぐる情勢の変化に対応して、農業が持続的に発展し、食料の安定供給の確保と多面的機能の発揮という役割を十分に発揮していくためには、農業生産にとって最も基礎的な資源である農地の確保と有効利用を推進するとともに、これら農地の担い手に対する集積・集約化を促進して、その保全を図っていくことが重要である。

このようなことから、食料・農業・農村基本計画（平成27年3月31日閣議決定）においては、農地の確保のための荒廃農地の発生防止・解消の施策について、「農業者等が行う、荒廃農地を再生利用する取組を推進するとともに、農地法に基づく農業委員会による利用意向調査、指導等の一連の手続きを活用して再生利用可能な荒廃農地の農地中間管理機構への利用権設定を進めることにより、荒廃農地の発生防止と解消に努める」としているところである。

しかしながら、荒廃農地については、その発生要因や荒廃状況、所在、権利の有無や得喪、引き受け手となり得る者の有無や態様等が地域によって区々であり、その再生等による有効利用を図るためには、都道府県・都道府県農業委員会ネットワーク機構・市町村・市町村農業委員会・農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第4条の規定により指定された法人をいう。以下同じ。）・農業団体等の地域の実情に精通した関係機関の連携によるきめ細やかな取組が必要である。

このため、荒廃農地の発生防止や再生利用の取組、これに附帯する施設等の整備、農地利用調整、営農開始後のフォローアップ等の取組を総合的・包括的に支援する「荒廃農地等利活用促進交付金」（以下「本事業」という。）を実施する。加えて、東日本大震により被災した農業者等の早期の経営再開に向け、被災農業者等が避難先等で荒廃農地を活用する際の再生作業等への支援を実施する。

なお、その際には、荒廃農地の発生防止・解消対策の総合的な推進に努めるため、農地法（昭和27年法律第229号）等の法律に基づく措置、日本型直接支払制度等の推進、暗きょ排水等による農地の条件整備や放牧の活用等関連施策との連携を図るものとする。

## 第2 事業の内容

本事業の具体的な事業区分、事業メニュー、事業実施主体、交付要件及び交付率は、別表に掲げるとおりとする。

## 第3 対象農地

- 1 本事業の対象となる農地は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に基づく農業振興地域の農用地区域（同法第8条第1項の農業振興地域整備計画の変更により農用地区域となることが確実と見込まれる区域を含

む。)の農地(以下「農用地区域内農地」という。)とし、それぞれ次のとおりとする。

ただし、農村振興局長が別に定める場合には、この限りではない。

- (1) 別表の事業区分のうち「発生防止」については、農地法第30条に基づく「利用状況調査」(以下「利用状況調査」という。)の結果、同法第32条第1項第2号に該当する農地(以下「2号遊休農地」という。)とされたもののうち、作物の栽培に向けた発生防止作業に一定以上の労力と費用を必要とする農地とする。
  - (2) 別表の事業区分のうち「再生利用」については、利用状況調査の結果、同法第32条第1項第1号に該当する農地(以下「1号遊休農地」という。なお、1号遊休農地は、「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領」(平成20年4月15日付け19農振第2125号農林水産省農村振興局長通知。以下「荒廃農地調査」という。)7の①の「A分類」(再生利用可能な荒廃農地)に区分された農地と一致する。)とされたもののうち、作物の栽培に向けた再生作業に一定以上の労力と費用を必要とする農地とする。
- 2 別表の事業メニュー「施設等補完整備」を実施できる農地は、上記1及び農村振興局長が別に定める農地等とする。

#### 第4 事業費の低減

都道府県知事、市町村長及び事業実施主体は、本事業を実施する地域の実情に鑑み、事業費の低減が図られるよう努めるとともに、契約の手續等の公平性及び透明性を図るものとする。

#### 第5 事業の実施等の手續

##### 1 事業実施計画の作成及び提出

- (1) 本事業を実施しようとするものは、農村振興局長が別に定めるところにより、事業実施計画を作成し、市町村長に提出するものとする。
- (2) 市町村長は、上記(1)の事業実施計画の提出があった場合は、必要な指導及び調整を行った上で都道府県知事に提出するものとする。
- (3) 市町村長が事業実施主体の場合は、農村振興局長が別に定めるところにより、市町村附帯事業実施計画を作成し、都道府県知事に提出するものとする。
- (4) 都道府県知事は、農村振興局長が別に定めるところにより、上記(2)及び(3)により提出された事業実施計画及び市町村附帯事業実施計画に都道府県自らが事業実施主体となる場合の事業実施計画を加えた都道府県事業実施計画(以下「都道府県計画」という。)を作成して、地方農政局長等(北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。)に提出するものとする。

##### 2 都道府県計画の内容確認及び受理

地方農政局長等は、1の(4)の都道府県計画の提出を受けた場合は、当該都道府県計画の内容を確認の上、受理するものとする。

##### 3 都道府県計画の変更等

都道府県知事は、1の都道府県計画について、農村振興局長が別に定める重要な変更を行うときは、1の規定を準用して計画変更等を行うものとする。

#### 4 事業の着工

本事業の着工は、原則として、交付金交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて本事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情による場合は、交付決定前に着工することができるものとする。

### 第6 事業の実施期間

本事業の実施期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とする。

### 第7 国の助成措置

- 1 国は、毎年度、予算の範囲内において、本事業の実施、指導等に必要な経費の一部について、別に定めるところにより、都道府県知事に対し交付金を交付するものとする。
- 2 都道府県知事が市町村に対して交付金を交付する場合には、本要綱に準じて、市町村の自主的な荒廃農地の発生防止・解消の施策の展開を尊重するよう努めるものとする。
- 3 都道府県は、国から交付を受けた交付金に不用額が生ずることが明らかになった場合は、国と調整し、交付金の一部若しくは全部を減額申請するものとする。
- 4 国は、事業実施前に本事業に対する要望の把握に努めるとともに、要望合計額が配分予定額を上回る場合には、農村振興局長が別に定めるところにより調整し、都道府県に交付金を交付するものとする。

### 第8 事業の適正な執行の確保

- 1 都道府県知事は、各種説明会等を通じ、市町村及び事業実施主体に対し、本事業の趣旨及び履行すべき内容等について十分な周知を図るものとする。
- 2 都道府県知事は、市町村及び事業実施主体による本事業の実施について、総括的な指導監督を行うとともに、本事業の効果的かつ適正な推進を図るため、都道府県農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構等との密接な連携を図るなど、本事業の促進を図るものとする。
- 3 市町村長は、第5の1の(2)の調整に当たっては、本事業の効果的かつ適正な実施を図るため、農業団体等関係機関と密接に連携・協力するとともに、第5の1の(1)により提出された事業実施計画に基づいて農業委員会及び農地中間管理機構と対象農地の利用調整を図るなど、本事業の円滑な実施を図るものとする。
- 4 国は、都道府県知事に対し、本事業の実施等に係る資料の提出を求めることができることとし、必要に応じて、指導、助言、調査等を行うことができるものとする。

### 第9 他の施策等との関連

本事業の実施に当たっては、次に掲げる施策との関連及び活用に配慮するものとする。

- 1 6次産業化の推進に関する施策
- 2 果樹の改植や園地整備、放牧活用の推進に関する施策

- 3 農地法に基づく遊休農地に関する施策
- 4 農地中間管理機構による農地集積・集約化に関する施策
- 5 日本型直接支払等農業の多面的機能の促進・発揮に関する施策
- 6 農泊、農福連携、食育の促進等、農村の振興に関する施策
- 7 畦畔除去や暗きょ排水の整備等農地条件整備に関する施策
- 8 国土強靱化地域計画に基づく国土強靱化に関する施策
- 9 経営所得安定対策に関する施策
- 10 東日本大震災からの復旧・復興に関する施策

#### 第10 委任

本事業の実施に当たっては、この要綱に定めるもののほか、農村振興局長が別に定めるところによるものとする。

#### 附則

- 1 この通知は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱（平成21年4月1日付け20農振第2207号農林水産事務次官依命通知）に基づき、平成28年度までに再生利用実施計画を提出し、かつ、当該再生利用実施計画に定めるところにより平成29年度以降も事業実施を予定している地区については、この要綱別表の事業メニュー欄の事業を実施できるものとする。

別表（第2関係）

事業区分	事業メニュー	事業実施主体	交付要件	交付率
発生防止	<p>1 発生防止活動 以下の事業が実施できるものとする。</p> <p>(1) 発生防止 農地の障害物除去整地等</p> <p>(2) 土壌改良 障害物除去等がなされた農地における土壌改良</p> <p>(3) 営農定着 営農資機材等の調達、導入作物の絞り込み、適性確認等</p> <p>(4) 経営展開 経営相談・指導、マーケットリサーチ、加工品試作、試験販売等の実践</p> <p>2 施設等補完整備 以下の事業が実施できるものとする。</p> <p>(1) 基盤整備 ア 農業用排水施設 農業用排水施設の新設、廃止又は変更 イ 農道 農道、農道橋、索道又は軌道等運搬施設の新設、廃止又は変更 ウ 暗きよ排水 暗きよの新設又は変更 エ 客土、 農用地につき行う客土 オ 区画整理 農用地の区画形質の変更 カ 農用地保全 農用地の保全又は利用上必要な施設の新設、廃止又は変更</p> <p>(2) 農業体験施設 市民農園に活用する場合に必要な区画及び園路の整備のほか、利用上必要となる農機具収納施設、休憩施設（滞在施設を除く）等の整備</p> <p>(3) 農業用機械・施設 リース方式による農業用機械・施設の導入</p>	<p>事業実施主体は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 農業者（農村振興局長が別に定めるものに限る。）</p> <p>(2) 農業者等の組織する団体（農村振興局長が別に定めるものに限る。）</p> <p>(3) 民間事業者（農村振興局長が別に定めるものに限る。）</p> <p>(4) 農地中間管理機構</p> <p>(5) 農業協同組合</p> <p>(6) 公社（地方公共団体が出資している法人。）</p> <p>(7) 土地改良区</p> <p>(8) 都道府県知事が地方農政局長等と協議して認めるもの</p>	<p>交付要件は、次に掲げるすべての要件を満たすこと。</p> <p>(1) 貸借権・使用貸借権の設定・移転、所有権の移転によって、荒廃農地の再生作業又は発生防止作業後、当該農地において5年間以上耕作する者であること。（ただし、農村振興局長が別に定める場合には、この限りではない。）</p> <p>(2) 総事業費が2百万円未満のものに限る。</p>	<p>交付金の交付率は定額（事業費の1/2以内とする。ただし、農村振興局長が別に定める場合は、農村振興局長が別に定める率）とする。</p>
再生利用	<p>3 再生利用活動 以下の事業が実施できるものとする。</p> <p>(1) 再生作業 農地の障害物除去、深耕、整地、これらの作業と併せて行う土壌改良（肥料、有機質資材の投入、緑肥作物の栽培等）等</p> <p>(2) 土壌改良 1の(2)に同じ。</p> <p>(3) 営農定着 1の(3)に同じ。</p> <p>(4) 経営展開 1の(4)に同じ。</p> <p>4 施設等補完整備 上記2に同じ。</p>			
附帯事業	<p>5 附帯事業 都道府県及び市町村が荒廃農地の発生防止・再生利用を目的とした農地利用調整等に要する経費について交付。</p>	<p>事業実施主体は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 都道府県</p> <p>(2) 市町村</p>	<p>交付要件は、農村振興局長が別に定めるすべての使途基準を満たすこと。</p>	<p>交付金の交付率は定額（事業費の1/2以内とする。）</p>